

事務事業名	恒川遺跡群保存活用事業			会計	一般会計	事業種別	政策	開始	13	終了	
H27担当課等名	生涯学習・スポーツ課	H27係等名	文化財活用係	H26係等名	文化財活用係						
基本計画上の位置づけ	政策	6	地域の自然・歴史・文化を活かし続けるまちづくり								
	施策	63	地域資産の保存・継承								
目的	対象(誰・何を)	恒川遺跡群					指標名及び単位		26年度数値		
	意図(どういう状態にするか)	調査・研究して、遺跡の実態を解明する適正に保存し活用する					対象指標	遺跡面積(m ²)	373000		
	向上させたい上位施策の成果指標	飯田の自然・歴史・文化を学んでいる市民の数(延べ人数)						史跡指定面積(m ²)	38000		
目標	種別	指標名及び単位			26年度計画	26年度実績	27年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)		
	成果指標	保存目的調査の実施箇所(単年度:箇所)			3	3	3	3	→教育委員会が行う保存目的調査に限定する		
	成果指標	調査面積の累計(m ²)			1064	1064	520	630	→教育委員会が行う保存目的調査の単年度値に変更する		
定性目標	平成27年度末までに史跡の保存管理計画を策定する。										
事業概要	<p>・座光寺地区にある恒川遺跡群は、奈良から平安時代に伊那郡を治めていた郡役所(伊那郡衙)の遺構を含む重要な遺跡である。</p> <p>・伊那郡衙の関連遺構が確認できている区域は、昭和50年代からの調査成果に基づき平成25年7月30日に国に史跡指定を意見具申し、平成26年3月18日に正倉院等の遺構がある区域と恒川清水一帯が恒川官衙遺跡(ごんがかんがいせき)の名称で史跡指定された。</p> <p>・今後も伊那郡衙の政庁域(役所の建物があつた中心区域)や関連施設の把握を目的とする調査を進め、調査で重要な遺構が確認でき、学術評価が定まり、地権者の同意が得られた区域については史跡の追加指定を目指す。</p> <p>・国史跡を含む恒川遺跡群の存在と価値を広く周知するための情報発信を行うとともに、周辺に集積する多様な歴史文化資産(高岡古墳群、元善光寺、麻績の里(麻績神社・旧座光寺麻績学校校舎・麻績の里舞台桜・竹田扇之助記念国際糸操り人形館)、南本城城跡等)を含めた一帯を「2000年浪漫の郷」ととらえ、地域と協働で進める当該エリアの整備活用の一環として史跡公園の整備等を行い、市民・来訪者の憩い・交流・学習の場としての活用を図る。</p> <p>・平成26から27年度の2ケ年で、史跡の将来に向けた保存管理と整備活用の方針となる保存管理計画を策定する。</p>										
26年度事業内容	事業内容				名称			活動指標			
	1 史跡の保存管理計画の策定				1 専門委員会開催			1 5回			
	2 郡庁および官衙関連施設確認のための保存目的調査				2 発掘調査箇所			2 3箇所			
	3 個人住宅建設等の民間開発及び公共事業に伴う確認調査の実施				3 発掘調査箇所			3 3箇所			
	4 公民館・地域団体と連携した現地学習機会の提供および教材提供、出前講座の実施				4 学習会等の開催・連携			4 4回			
	5 情報発信ツールの作成				5 パンフレット等の作成			5 3種類			
事業コスト		25年度決算額	26年度予算額	26年度決算額	27年度予算額	特定財源内訳、補足					
事業費計(千円)①		5,000	16,770	12,326	22,997	(国)文化財保護補助金(埋文発掘)(1/2)					
国庫支出金		2,500	5,100	5,100	6,350						
県支出金		0	0								
起債											
その他											
一般財源		2,500	11,670	7,226	16,647						
人件費計(千円)②		25,032		17,880							
正規職員所要時間		7,000		5,000							
臨時職員所要時間											
総事業費①+②		30,032	16,770	30,206	22,997						
事業内容・目標達成状況の振り返り	恒川官衙遺跡の保存管理計画を27年度までの2年間で策定すべく専門委員会を5回開催し原案作成を進めた。6箇所調査を実施したところ、郡衙関連遺構は確認されなかったものの、遺跡内の集落域等の様相が明らかになった。調査時の現地見学会の開催、パンフレットの作成・配布、各種学習事業での説明等を通じて、市民等への普及啓発を行った。										
改革改善の考え方	①問題点	遺跡内の史跡指定地及び未指定地での土木工事等による現状変更案件が増加してきている。遺跡の存在と価値を伝えるための史跡公園の早期における整備が求められている。									
	②改革提案	保存管理計画策定の中で、遺跡内の各地域(史跡指定地と未指定地)における取扱い基準を明確化し、その基準に基づく対応を継続させるとともに、史跡公園の整備基本構想を作成する。									